

次世代型マンホールふた設置基準書

(スリップ防止型マンホールふた)

令和8年4月

福岡市道路下水道局

1. 設置基準

1-1 設置箇所

下記のいずれかに該当する場合は、「次世代型マンホールふた」を設置することを基本とする。

<設置箇所>

当該道路において、

- (1) 縦断勾配が「7%以上」の場合。
- (2) 「すべり止め舗装」が施されている場合。
- (3) 交差点や交差点手前50m以内の場合。
- (4) 急カーブの場合。(例：曲線半径100以下のカーブ。)
- (5) 車道部に設けられた自転車専用レーンの場合。

なお、上記以外の箇所においても、設置が望ましいと判断される場合は下水道管理者と協議の上適宜設置すること。

1-2 荷重区分

マンホールふたは、次の設置基準に基づき、区分すること。

区 分	設置基準
T-25	○道路一般 車道幅員 5.5m 以上 ※5.5m 未満であっても一方通行道路等で大型車輛の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路は、T-25 とする。
T-14	○歩道又は大型車両の通行と出入り口が少ない道路(道路幅員 5.5m 未満の道路等) 但し、大型車両の出入り口がある場合は、T-25 を使用すること。

1-3 転落・落下防止機能

転落防止装置は、以下に該当する場合に設置すること。

種 類	設置基準
転落防止装置 (ロック付き)	○浮上・飛散の危険性が高い箇所 ○雨水及び合流地区 ○人孔深2 m以上の箇所

1-4 防食処理

以下の腐食性環境にマンホールふたを設置する場合は、蓋の裏面及び受枠に防食処理を施した防食型マンホールふたを設置すること。

種 類	腐食性環境
防食型 マンホールふた	○下水処理場 ○圧送ポンプ開放部 ○その他、必要と判断される箇所

※ 防食処理…「金属溶射」、「亜鉛メッキ溶射+粉体塗装」などを指す。

2. その他

本基準書は、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。